

◇大阪市記章及び証票規則の一部を改正する規則

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法による立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定めることにしました。
- 2 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(経済戦略局産業振興部産業振興課、計画調整局開発調整部開発誘導課)